

静岡県公立大学法人職員旅費規程

平成19年4月1日 規程第4号

目次

- 第1章 総則（第1条—第12条）
- 第2章 内国旅行の旅費（第13条—第24条）
- 第3章 外国旅行の旅費（第25条—第34条）
- 第4章 雑則（第35条—第37条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、静岡県公立大学法人職員就業規則（平成19年規則第16号。以下「就業規則」という。）第49条の規定に基づき、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）の業務のために旅行する法人の職員（以下「職員」という。）並びに職員以外の者に対して支給する旅費に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「内国旅行」とは、本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
 - (2) 「外国旅行」とは、本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
 - (3) 「出張」とは、職員が法人の業務のため一時その常時勤務する勤務場を離れて旅行することをいう。
 - (4) 「赴任」とは、新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務場から新勤務場に旅行することをいう。
 - (5) 「帰任」とは、職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
 - (6) 「扶養親族」とは、職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
 - (7) 「遺族」とは、職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- 2 この規程において「何級の職務」という場合には、静岡県公立大学法人給与規程第4条に規定する一般職基本給表による当該級の職務及び一般職基本給表の適用を受けない者について、理事長が定めるこれに相当する職務をいうものとする。
- 3 この規程において「何々地」とは、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族

(4) 職員が出張のため外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(5) 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、就業規則第19条又はこれに準ずる理由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員以外の者が、法人の依頼に応じ、法人の業務の遂行を補助するため旅行した場合には、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者が扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消を含む。以下同じ。）され又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で次の各号に定める金額を旅費として支給することができる。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払い戻し手続をとったにもかかわらず、払い戻しを受けることができなかつた額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行についてこの規程により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額を超えることができない。

(2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行についてこの規程により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額

(3) 外国への旅行に伴う外貨の買入又はこれに準ずる経費を支弁するために支払った金額で、当該旅行についてこの規程により支給を受けることができた額の範囲内の額

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故、天災、宿泊施設の火災その他本人の責に帰すべきでない理由により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に定める金額を旅費として支給することができる。

(1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下、この条に

において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するためこの規程の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額(切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額)を差し引いた額

(旅行命令等)

第4条 旅行は、理事長若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては法人の業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけすみやかに旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、静岡県人事委員会規則で定めるものを使用する。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、法人の業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

4 旅行者は、第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行諸費、日当、宿泊料及び食事料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は路程に応じ実費額等により支給する。
- 6 旅行諸費は、内国旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 日当は、外国旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 8 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 食料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 10 第2項から第5項に係る路程の計算は、静岡県人事委員会規則で定めるものを使用する。

（特殊旅費の種類）

第7条 特殊旅費の種類は、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。

- 2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。
- 3 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 4 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 5 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 6 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において、定額により支給する。
- 7 外国旅行のうち前条第1項及び第1項に規定する旅費を支給することが適当でない場合には、これらの旅費に代えて旅行手当を支給することができる。

（旅費の計算）

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、法人の業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

（旅行日数）

第9条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、法人の業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

- 2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。
- 3 第3条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

（1日の旅行において旅行諸費、日当又は宿泊料の定額が異なる場合）

第10条 1日の旅行において、旅行諸費（扶養親族移転料のうちこれに相当する部分を含む。以下この条において同じ。）、日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行諸費、日当又は宿泊料を支給する。

（区分計算が必要な場合）

第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の支給に係る手続）

第12条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものが、当該旅費の計算に必要な書類（別表）の全部又は一部を当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなかった場合には、その書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した日の翌日から起算して5日以内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

ただし、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除く。

3 支払担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、返納の告知の日の翌日から起算して5日以内に、当該過払金を返納させなければならない。

第2章 内国旅行の旅費

（鉄道賃）

第13条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行で、法人の業務の必要その他特別の事情があるものとして理事長が定める旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道70キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第14条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃
 - ア 法人の業務の必要その他特別の事情があるものとして理事長が定める旅行については、上級の運賃
 - イ アに規定する旅行以外の旅行については、中級の運賃
 - (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃
 - ア 法人の業務の必要その他特別の事情があるものとして理事長が定める旅行については、上級の運賃
 - イ アに規定する旅行以外の旅行については、下級の運賃
 - (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - (4) 法人の業務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - (5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行（法人の業務の必要その他特別の事情があるものとして理事長が定める旅行）の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
 - (6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第15条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第16条 車賃の額は、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額による。

- 2 前項の規定にかかわらず、旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を使用して旅行した場合の車賃の額は、理事長が定める。

(旅行諸費)

第17条 旅行諸費の額は、次に掲げる額による。

- (1) 目的地のすべてが静岡県内にある旅行の場合には、1日につき200円
 - (2) 前号に規定する旅行以外の旅行の場合には、1日につき800円
- 2 前項第1号に規定する旅行であって、在勤地から4キロメートル以内の地域におけるものについては、同号の規定にかかわらず、旅行諸費は支給しない。

(宿泊料)

第18条 宿泊料の額は、1夜につき11,800円とする。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食事料)

第19条 食料の額は、1夜につき2,600円とする。

2 食料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第20条 移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表第1の定額による額とする。但し、現実の路程が旧居住地から新居住地まで路程に満たないときは、その現実に応じた移転料の額とする。

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額(赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項の規定にかかわらず、第17条2項に規定する旅行については、移転料は支給しない。ただし、赴任を命ぜられた職員が、職員のための宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第1の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料の定額の3分の1に相当する額(扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額)の移転料を支給する。

3 第1項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

4 旅行命令権者は、法人の業務の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

5 第2項ただし書の規定により移転料の額を計算する場合において、当該移転料の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(着後手当)

第21条 着後手当の額は、旅行諸費定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

2 前項の規定にかかわらず、第17条第2項に規定する旅行については、着後手当は支給しない。

(扶養親族移転料)

第22条 扶養親族移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧居住地から新居住地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次のアからウまでに掲げる額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の金額並びに旅行諸費、宿泊料、食料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行諸費、宿泊料、食事料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者について1人ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第20条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により旅行諸費、宿泊料、食事料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第17条第2項に規定する旅行については、扶養親族移転料は支給しない。

3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を、赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、第1項の規定を適用する。

(退職者等の旅費)

第23条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧勤務地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新勤務地を旧勤務地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第24条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧勤務地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新勤務地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第22条第1項第1号の規定に準じ

て計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食事料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第25条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食事料又は本邦に到着した日までの日当及び食事料については本章に規定するところによる。

(鉄道賃)

第26条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）
急行料金及び寝台料金による。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 8級以上の職務にある者については、最上級の運賃

イ 7級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(4) 5級以上の職務にある者が法人の業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃

(5) 法人の業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前4号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第27条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、8級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、7級以下2級以上の職務にある者については8級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃、1級の職務にある者（行政職給料表1級9号給及び大学教育職給料表1級5号給以上のものを除く）については最下級の運賃

イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、8級以上の職務にある者については中級の運賃、7級以下の職務にある者については下級の運賃

ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 5級以上の職務にある者が業務上の必要により特別の運賃を必要とする船室を利用

した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃
(4) 法人の業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する
運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第28条 航空賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に掲げる運賃

ア 法人の業務の必要その他特別の事情があるものとして理事長が定める旅行については、最上級の運賃

イ アに規定する旅行以外の旅行については、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に掲げる運賃法人の業務の必要その他特別の事情があるものとして理事長が定める旅行については、上級の運賃

ア アに規定する旅行以外の旅行については、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

(4) 法人の業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合で理事長が認める場合に限り、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃

2 車賃の額は、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額による。

(日当、宿泊料及び食事料)

第29条 日当及び宿泊料の額は、旅行地の区分に応じた別表第2の定額とする。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

4 第26条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、第1項の規定にかかわらず、旅行地の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。

5 食事料の額は、別表第2の定額による。

6 第18条第2項及び第19条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食事料について準用する。

(旅行雑費)

第30条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

(退職者等の旅費)

第31条 第3条第2項第4号の規定により職員が出張中に退職等となった場合に支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等の日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧勤務地までの前職務相当の旅費

(死亡手当)

第32条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合には別表第2の定額による。

2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の本邦における勤務場所在地を旧勤務地とみなして第24条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 第24条第2項の規定は、第3条第2項第5号に該当する場合において第1項又は第2項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(旅行手当)

第33条 第7条第8項に規定する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、理事長がそのつど定める。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第34条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊地施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上本規程の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの規程の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、その必要とする部分の旅費を支給することができる。

3 前2項の規定による調整を行う場合は、理事長が定める。

(旅費の特例)

第35条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、本規程の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの規程の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(臨時又は非常勤の者に対して支給する旅費)

第36条 臨時又は非常勤の者（役員及び講師を除く）に対して支給する旅費は、1級の職務にある者に対して支給する旅費の基準の範囲内で理事長が別に定める。

2 非常勤講師に対して支給する旅費は、理事長が別に定める。

(役員の旅費)

第37条 静岡県公立大学法人役員規則第6条に定める事項については、本規程の8級以上の者に対する扱いと同じとする。

附 則

(施行日)

1 本規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による静岡県公立大学法人旅費規程の規定は、次項に定めるものを除きこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 施行日以後に完了する赴任に係る移転料、着後手当及び扶養親族移転料(以下「移転料等」という。)については、この規程の規定を適用し、施行日前に完了する赴任に係る移転料等については、なお従前の例による。

4 この規程に定めるもの以外に必要な事項については、法人が別に定めるまで、静岡県人事委員会による「静岡県職員の旅費に関する規則」、「静岡県職員の旅費に関する条例等の運用方針(通知)」、「長期研修等受講者の旅費支給基準」、静岡県人事室による「旅費計算における経路及び方法等について」、「旅費計算における宿泊料の調整について」、「旅費計算におけるタクシー料金の支給基準について」、「自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の制定について」、「自家用自動車の公務使用に関する取り扱いについて」により取り扱うこととする。

(一般職給料表以外の給料表の適用を受ける者の旅費の取扱い)

5 第26条及び27条に定める一般職給料表以外の給料表の適用を受ける者の旅費の取扱いは、以下「一般給料表の各級に相当する職務の級等」のとおりとする。

一般職給料表の各級に相当する職務の級

一般職給料表	教 育 職 給料表
8級以上	4級
7級	3級
6級又は5級	
4級	2級
3級以下	1級

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1 内国旅行の移転料（第20条関係）

鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円

備考

路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

別表第2 外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食事料（第29条関係）

区分	日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食事料（1夜につき）
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
8級以上の職務にある者	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円	6,700円
7級以下4級以上の職務にある者	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円	5,800円
3級以下の職務にある者	5,800円	4,800円	3,900円	3,500円	17,700円	14,800円	11,900円	10,700円	5,300円

備考 1 指定都市とは、静岡県人事委員会規則で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として静岡県人事委員会規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で、静岡県人事委員会規則で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として静岡県人事委員会規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で、静岡県人事委員会規則で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

2 死亡手当（第32条関係）

区分	死亡手当
8級以上の職務にある者	416,000円
7級の職務にある者	392,000円
6級及び5級の職務にある者	368,000円
4級の職務にある者	344,000円
3級以下の職務にある者	320,000円